



Paternity Testing Corporation

血液による出生前親子 DNA 鑑定 インフォームドコンセント（裁判用）

※必ず全文を読み、内容すべてに同意した上で鑑定を進めてください。

パタニティテストングコーポレーション（以下、「当社」という。）がこの鑑定を行うにあたり、被検者は以下鑑定説明文を十分に理解し、同意する必要があります。同意できない場合には鑑定を行うことができません。また、中絶を理由とする出生前 DNA 鑑定はお引き受けできませんので予めご了承ください。（※本文中にある日数は平日で数えており、土日祝は含まれません。）

（１）出生前親子 DNA 鑑定について

この鑑定は、母体内にいる胎児と、父親と疑われる男性（以下、「疑父」という。）との父性確率を計算し、判定するものです。父性確率とは、疑父が対象である子（ここでは胎児を指します）の生物学的父親である確率です。検査結果は父性確率 99.9%または 0%となり、父性確率 99.9%は親子関係有、父性確率 0%は親子関係無となります。

（２）裁判用鑑定について

この鑑定は、検査結果報告書を公的機関へ提出することを目的としています。そのため、鑑定を進めるうえで必ず第三者の立会が必要となり、これを立会人と呼びます。この鑑定で得られる検査結果報告書は日本国内の公的機関へ提出できる書類であり、国外（大使館等も含む）への提出は不可となっていますので注意してください。またこの鑑定の報告書には、立会時に撮影した写真や指紋、住所や電話番号などの個人情報に記載された申込用紙のコピーも含まれています。この報告書は被検者全員が受け取る権利があり、これを被検者や第三者が阻止したり、報告書を偽造するなどは出来ません。また申込用紙に記載する個人情報を偽ることは出来ません。

（３）立会人及び立会料金について

当社からご紹介する立会人は、弁護士・行政書士・司法書士等の方々です。彼らは当社が作成した手順説明書に沿ってお客様の立会業務を行います。立会業務では主に鑑定を進める上での指導となりますので、立会人の指示に従い、申込用紙の記入から検体採取・採血・発送までを行います。立会業務は 1 件につき 10,800 円（税込）、医療機関まで出向くための出張料（日当）として上限 10,800 円（税込）の合計金額をお支払頂きます。

（４）使用する検体について

この鑑定では、疑父の口腔内粘膜と母体血を使用して検査を行うため、母親は必ず医療機関にて採血を行っていただく必要があります。胎児の DNA は母体血から抽出して検査を行います。検査で使用する胎児の DNA は妊娠 9 週以降から十分な量が含まれるとされているため、採血は妊娠 9 週以降に行っていただきます。しかし妊娠週数 9～12 週の間は約 30%の確率で母体血に胎児の DNA がまだ十分に含まれていない場合があるため、当社は 12 週以降での採血を推奨しています。

（再採血について）

母体血に胎児の DNA が十分に含まれていない場合やその他研究所の判断で新たな検体が必要であると判断された場合には再検査となり、被検者に対し再採血が要請されます。再検査は無償で行いますが、採血・キット送付代金などは再度被検者負担となります。

（５）検査を行う研究所について

この鑑定は、アメリカ・オハイオ州にある DNA Diagnostic Center（以下、「DDC」という。）に検査委託をしています。当社から行うのは実質的に鑑定の受付やキットの送付、検査結果報告のみです。DDC も当社と同じく、様々な資格を保有しています。

（６）医療機関の紹介について

採血は必ず医療機関で行う必要があります。ご自身で採血をする医療機関を見つけて頂いても結構です。ご自身で探す以外に当社から医療機関のご紹介が可能です。ただしご紹介できる医療機関は全都道府県に存在するわけではないため、ご紹介できない地域もあります。基本的に 1 度の鑑定でご紹介する医療機関は 1 件のみです。何らかの理由により別の医療機関の再紹介を必要とする場合には、当社に事情を話した上で医療機関の再紹介をご希望ください。また医療機関の詳細は、料金お支払い後に確認して頂くこととなりますので、事前の紹介は致しません。

（７）採血後の検体配送について

採血後の検体発送は立会人が行います。被検者が行う事は特にありません。検体配送は FedEx にて行われます。

（８）検査結果報告について

報告方法は電話・メール・簡易書留郵便・本人限定郵便などから複数選択できます。本人限定郵便を希望される場合のみ鑑定注文時にお申し出頂く必要があり、600 円が鑑定料金に加算されます。その他はいつでも変更することが出来、無償です。また書類については被検者の希望部数を送付致します。検査結果報告は、鑑定料金のお支払完了及び同意書の確認がとれた後に行います。検査結果が出て料金未払いであったり同意書の返送がされていない場合には結果報告を致しませんので、十分にご注意ください。また、ご案内する検査期間については予

測でしかなく、予測が大幅にずれる可能性も十分に考えられます。これに対し、いかなる理由であっても当社は責任を負いませんので予めご了承ください。

(9) 鑑定料金について

この鑑定の基本料金は 150,000 円（税込）で、母親 1 名・疑父 1 名の金額です。この金額には採血料金・キット送付代金は含まれておりません。キット送付代金は北海道であれば 1,404 円、その他都道府県は 1,296 円が鑑定料金に加算されます。疑父が 2 名以上いる場合には 1 名追加ごとに 24,300 円（税込）が加算されます。また検査結果報告方法にて本人限定郵便を選択される場合、600 円が鑑定料金に加算されます。料金の支払いは、“銀行振込” “クレジット決済” から選択することが出来ます。銀行振込は当社指定口座へのお振込、クレジット決済は当サイト上からのお手続となります。銀行振込と代金引換は鑑定料金を 2 度に分けてお支払することが出来ますが、クレジット決済の場合は全額一括払いのみです。2 分割された場合の 2 度目のお支払いは、血液検体を研究所に発送した後に銀行振込にてお支払い頂きます。（お支払いにかかる手数料はすべて被検者の負担です。）

(10) 鑑定のキャンセルについて

この鑑定を実施するかどうかは被検者の自由であり、いつでもキャンセルを申し出ることが出来ます。キャンセルに伴う返金額は以下の通りですが、キャンセル理由は考慮しかねますのでご了承ください。

（鑑定を注文後、料金支払い前にキャンセルを申し出た場合）

当社にキャンセルをする旨をお伝え頂だけで結構です。

（鑑定を注文後、料金支払後～採血以前にキャンセルを申し出た場合）

当社にキャンセルの連絡を入れた時点でまだ採血をしていない場合、初めにお支払頂いた金額より事務手数料 30% 差し引いた金額を返金致します。また立会日や採血日が決定後である場合には、立会人へのキャンセル料金も合わせて差し引かせて頂きます。

（採血後～検査開始前にキャンセルを申し出た場合）

当社にキャンセルの連絡を入れた時点でまだ検査が始まっていない場合、鑑定料金の半額から更に事務手数料 30% を差し引いた金額を返金致します。

（検査開始後にキャンセルをする場合）

当社にキャンセルの連絡を入れた時点で既に検査が始まっている場合、鑑定料金は全額返金することが出来ず、残金のお支払が未払いの場合は請求させて頂きます。検査結果については報告不要である場合にはお申し出ください。

（再採血要請をされた後にキャンセルを申し出る場合）

一度検体が検査されたが胎児の DNA 不足のために再採血要請がされ、その要求に応じることなく検査をキャンセルする場合、一度検査が行われているため鑑定料金は全額返金できません。また残金のお支払が未払いの場合は請求させて頂きます。

（立会人に対するキャンセルについて）

立会日や採血日が決定後、立会を行わないまま鑑定をキャンセルする場合には、立会人に対するキャンセル料金が発生します。立会及び採血予定日より1週間以上前にキャンセルをする場合には5,400円（税込）、立会及び採血予定日から前1週間以内にキャンセルする場合には10,800円（税込）をお支払頂きます。これは前もって被検者が当社にお支払頂いた鑑定料金から当社を通じて立会人へ支払われます。

（1 1）禁止事項

この鑑定を実施するにあたり、以下の行為を禁止します。

- 当社からご紹介する医療機関への迷惑行為
- 採血後、検体を発送せずに不法に廃棄する行為

（1 1）免責事項

この鑑定は、基本的に被検者の自己責任で行っていただきます。また以下項目について、当社では一切の責任を負いません。ただし、可能な範囲で対応を致します。

- 採血中に発生する事故やトラブル等
- 検体配送中に発生する紛失やトラブル等
- 被検者の過失により発生するトラブル等

（1 2）個人情報保護について

被検者から提供された個人情報は、被検者へ鑑定を提供する目的以外で使用するのではなく、個人情報保護法に基づき、個人情報などを厳重に管理し、機密保持に努めます。また被検者は、当社に提供した個人情報をいつでも削除するよう要求することができます。また検査を行った研究所への個人情報削除要求をすることが出来ます。

以上

以下同意書は必ず署名・捺印をし、切り取って当社へ返送してください。
同意書の返送が確認できない場合、検査結果が出てもご報告出来ません。

切り取り線<>

切り取り線<>

血液による出生前親子 DNA 鑑定（裁判用）についての同意書

私は、パタニティテストングコーポレーションが提供する、血液による出生前親子 DNA 鑑定（裁判用）を実施するにあたり、インフォームドコンセントを十分に理解し、私自身の個人情報及び血液検体を提供することに同意します。

平成 年 月 日

被検者名（母親）

⑩

被検者名（疑父①）

⑩

被検者名（疑父②）

⑩